休眠預金活用に係る法律成立後のスケジュール（イメージ）

第192回
臨時国会

国会審議・法律成立

2016.12.9（H28.12.9）

公布日
（X とする）

政省令作成

一部法令施行（預保部分）、その他政省令公布

※休眠預金移管システムの準備着手

2017.4.24（H29.4.24）

一部法施行（審議会発足等）

2017.5.22（H29.5.22）

審議会開催

2018.1.1（H30.1.1）

Xから
1年程度

法施行（全部）

※休眠対象預金の公告及び個別通知の開始

1年

1年程度

仮：2018.春頃（H30.春頃）

基本方針策定

2019.1.1（H31.1.1）

Xから
2年程度

休眠預金発生

仮：2018年中（H30年中）

指定活用団体の指定

指定活用団体の業務規程の認可

仮：2019.夏頃（H31.夏頃）

基本計画策定

仮：2019.夏頃（H31.夏頃）

指定活用団体の事業計画等の認可

初回納付

※法令上の納付期限は、休眠預金発生から1年6月後

仮：2019.秋頃（H31.秋頃）

Xから
3年程度

休眠預金等交付金の交付

仮：2019.秋頃（H31.秋頃）

資金分配団体に対する助成、貸付け関係業務開始
（第1号案件）
（指定活用団体の事業計画等の認可以降に始まる事業年度から開始）